

# 発達障害児に対する地域でのサポート体制について

令和6年度目黒区障害者自立支援協議会  
子ども部会

# 発達障害とは？

- 発達障害は、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、自閉症スペクトラム症（ASD）など、脳機能の発達に関係する障害であり、「ここからが発達障害」という明確な基準がなく、障害なのか個性なのかははっきりしないものである。
- 発達障害のある人は、他人との関係づくりやコミュニケーションが苦手な場合があるが、優れた能力が発揮されている場合もあり、アンバランスな様子が周囲から理解されにくい。
- 発達障害は、①個人因子（本人が持つ発達障害の特性の強弱）＋②環境因子（本人に適した環境かどうか）で日常生活上の困難さが変わってくる。
- 発達障害の人たちが個々の能力を伸ばし、暮らしやすい環境のなかで自立していくためには、子どものうちからの「気づき」と「適切なサポート」、そして、発達障害に対する周囲の理解が必要である。
- 発達障害の特性を強く持っていても、周囲の理解、本人に適した配慮や支援の提供があれば、日常生活の困難さは緩和できるものである。

# 特別な支援を必要とする生徒数等に関するデータ

## ①文部科学省が発表した「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果」（令和4年12月13日）

通常の学級に在籍する小中学生の8.8%に、学習面や行動面で著しい困難を示す発達障害の可能性が明らかとなった。

10年前に実施した前回調査より増加したことについて、10年間で義務教育段階において通級指導を受ける児童生徒数が約2.5倍になっていること、教師や保護者の特別支援教育に関する理解が進み、今まで見過ごされてきた困難のある子供たちに気づきやすくなったこと等が考えられるとしている。

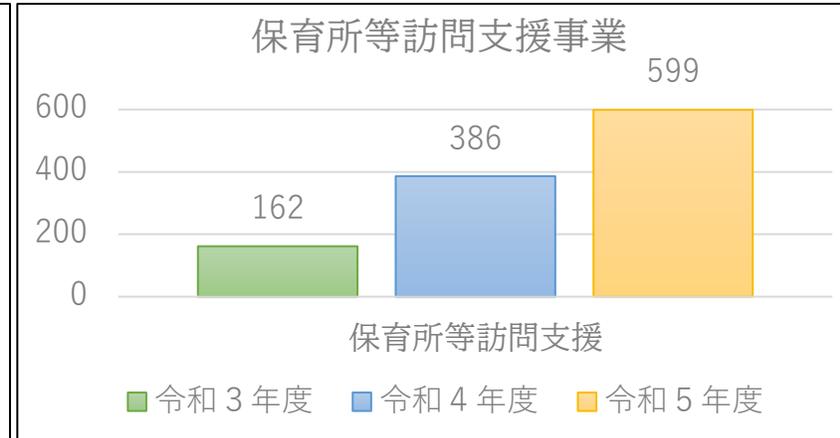
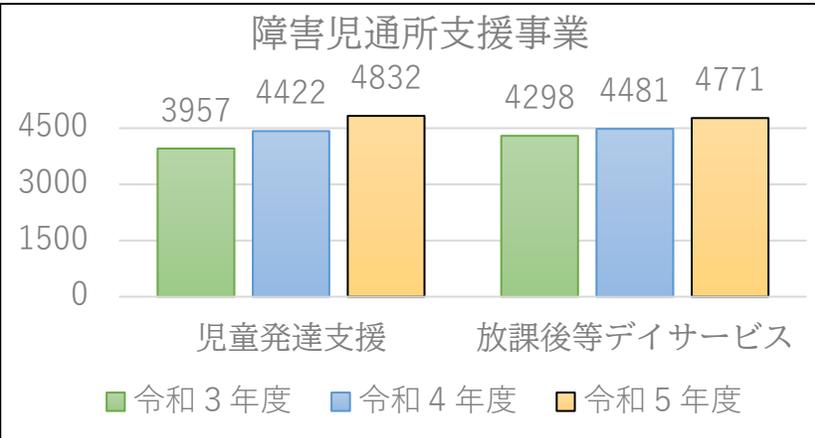
※ 調査の結果は、発達障害の割合を示すものではなく、特別な教育的支援を必要とする児童生徒数の割合を示すものである。

## ②目黒区立小・中学校の特別支援教室の入室児童・生徒数及び入室率

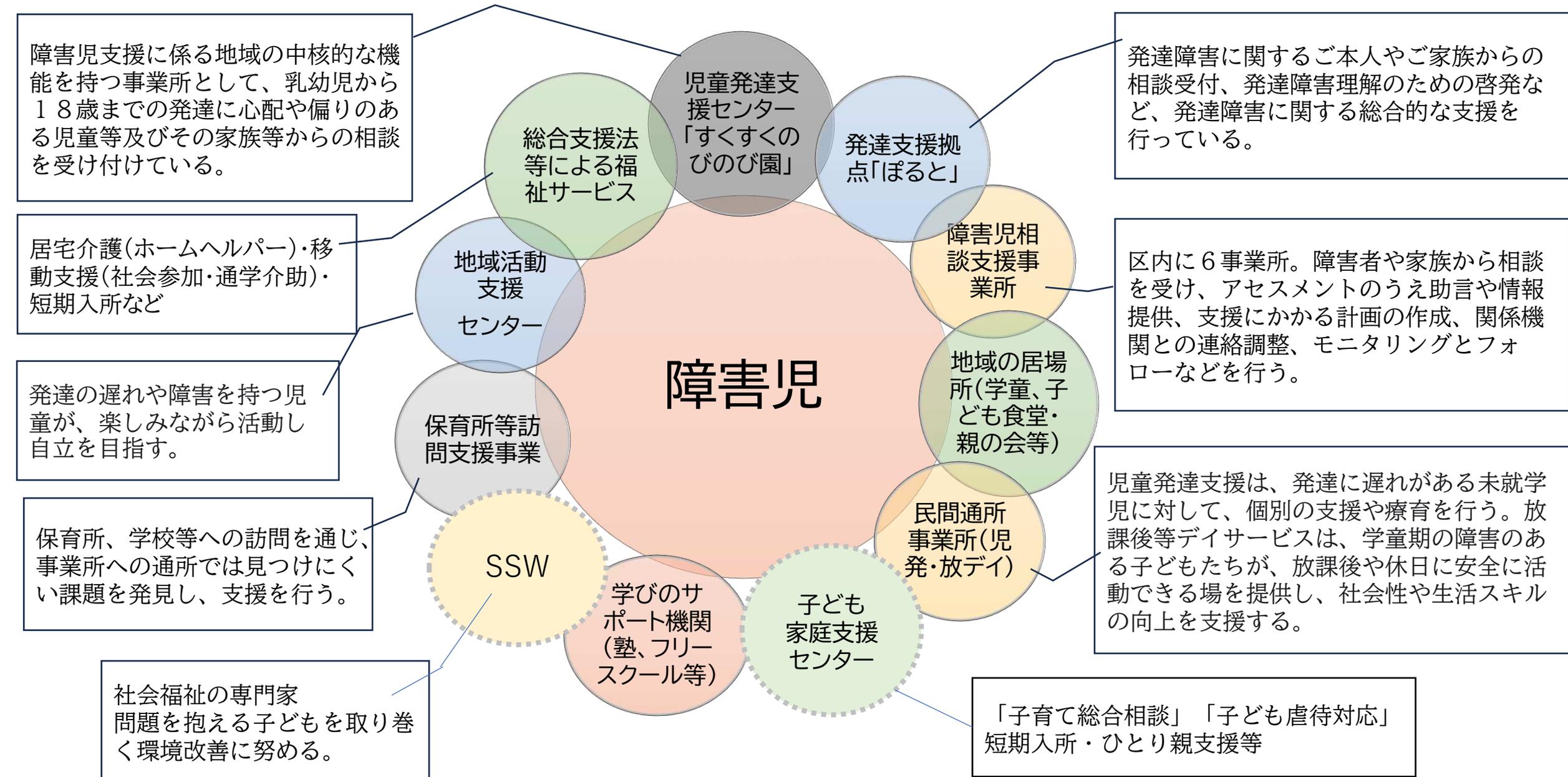
通常の学級に在籍する発達障害や情緒障害のある児童・生徒を対象として自立活動の指導を行う特別支援教室を全校に設置。

| 区立小学校          | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度  | 区立中学校          | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------------|--------|--------|--------|----------------|-------|-------|-------|
| 通常の学級児童数(人)    | 10,145 | 10,143 | 10,077 | 通常の学級生徒数(人)    | 2,742 | 2,791 | 2,776 |
| 特別支援教室入室児童数(人) | 346    | 372    | 358    | 特別支援教室入室生徒数(人) | 85    | 85    | 86    |
| 入室率(%)         | 3.4    | 3.7    | 3.6    | 入室率(%)         | 3.1   | 3.0   | 3.1   |

## ③目黒区における各種事業の支給決定者数の推移（延べ人数）



# 福祉分野における発達障害児等の支援のかたち（障害児を取り巻く目黒区の各支援機関）



# なぜ子ども部会でこのテーマを取り扱うか

子ども部会の活動を通じ、前述した社会資源を活用しても、適切な支援に繋がっていない子どもや家庭が多い現状を把握している。

例えば

「支援を求める先が分かっていない」

「保護者自身の発達障害に関する理解が浅く、そもそも支援を求めている」

ということが要因として考えられる。



適切な支援に繋げるためには、子どもや家庭を取り巻く環境にどのような在り方が求められるか。

# 具体的な事例について

【事例の概要】 事例の詳細については、資料2を参照。

- ・ 発達障害を理由に支援のニーズが生じている児童である。
- ・ 保護者からの相談を受け、学習サポートを行う事業所へ繋がった。
- ・ 関係機関との関係性を十分に保つことができている状態では、支援の質が担保されているが、状態の回復等により、関係先が少なくなると（支援から抜けていくと）、必要な時に支援を受けることが難しい。

初めから支援に繋がっていない子ども・家庭も同様

(※複数の事例で同じ状態にある。)

## 課題

各関係機関と『安定的な』支援・情報共有を行うことができる関係性が欠けてしまうと、発達障害がある子ども、または、その疑いがある子どもとその家庭が、生活の質や暮らしやすさを保つために必要な支援の輪から外れてしまうことが多い。

## サポート体制構築に向けた理想的な解決策

子どもを取り巻く様々な関係機関と情報共有が安定的に行われ、支援が必要な時に十分な支援に迅速に繋げることができる仕組みや関係性を構築する。

しかし、、、  
福祉の分野を超えて支援が必要なケースが存在しているが、他分野との関係性は希薄であり、発達障害を背景とする生活のしづらさの緩和や未然防止に向けた取組の実現に難しさを感じている。

他分野との安定的な連携を実現するためには、ここから検討が必要

STEP 1

他分野との協議の  
機会創出

STEP 2

協議・検討の継続

STEP 3

障害児支援力の  
向上

## 短期的に取り組みそうなこと（代替的な解決策）

### 1. 福祉の分野で取り組むこと

関係機関等職員（教員、SSW、保育士等）に向けた取組

- ①福祉分野における社会資源の認知度向上を図るため、教員等の研修の場で説明を行うことや社会資源一覧表を作成し提供するなど
- ②相談支援専門員による障害福祉サービス等利用計画の作成作業等を通じ、支援機関との関係性をつくり出す。
- ③保育所等訪問支援事業※の再周知

※「保育所等訪問支援事業」とは、集団生活への適応を図るため、障害児本人及び訪問先施設のスタッフに対し、必要な専門的助言、支援等を行うもの。

- ・このほかに活用できそうな機会や適切な啓発方法などはあるか（発達障害自体の認知度向上を含む。）。
- ・本会議委員の皆様が日頃から携わる事業の周知・啓発方法に、応用できるものはないか。

## 短期的に取り組みそうなこと（代替的な解決策）

### 2. 他分野と協力して取り組むこと

子育て

①母子手帳アプリ「母子モ」※を活用し、福祉における支援機関の紹介や発達障害の早期発見に関すること（発達障害に関する窓口の案内や対応方法など）についてお知らせする。

※ 「母子モ」とは、妊娠から出産、育児までをフルサポートする「地域とつながる、安心の子育て支援アプリ」

②「子育て 困った時の相談窓口」を活用した保護者への周知（各種機関の窓口で配布等）

保健

③子どもの定期健診

発達障害の早期発見のため、定期健診の機会を活用する。

教育

④区の発行物に子どもの居場所を掲載する（例えば「不登校児童・生徒の保護者のためのガイド」）。

・教育等の他分野から福祉分野に求める連携の方法はあるか。